

# 厚生労働大臣の定める施設基準等の届出事項

令和2年4月1日

社会福祉法人 愛徳福祉会 南大阪小児リハビリテーション病院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を近畿厚生局に行っております。

## 〈一般病床〉 病棟数 3 病室 62 許可病床数 120 床

### 障害者施設等 7 対 1 入院基本料 (障害入院) 第 109 号

1 日平均、入院患者 7 人に対して看護職員 1 人が勤務しています。  
なお、実際の看護配置については、各病棟ナースステーション前の掲示をご覧ください。  
自己負担による付添看護は行っておりません。

### 入院時食事療養 (I) (食) 第 596 号

入院時食事療養 (I) の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、  
管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供しております。(夕食は 18:00 以降に提供)

### (基本診療料関係)

看護補助加算 (障害入院) 注 9

特殊疾患入院施設管理加算 (特施) 第 3 号

療養環境加算 (療) 第 169 号

入退院支援加算 (入退支) 第 221 号

初診料 (歯科) の注 1 に規定する施設基準 (歯初診) 第 611 号

### (特掲診療料関係)

CT 撮影及び MRI 撮影 (C・M) 第 100829 号

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (脳 I) 第 100009 号

運動器リハビリテーション料 (I) (運 I) 第 450 号

呼吸器リハビリテーション料 (I) (呼 I) 第 100063 号

障害児 (者) リハビリテーション料 (障) 第 100021 号

集団コミュニケーション療法料 (集コ) 第 100005 号

薬剤管理指導料 (薬) 第 100172 号

小児運動器疾患指導管理料 (小運指管) 第 32 号

医療機器安全管理料 1 (機安 1) 第 100187 号

別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (2) に規定する在宅支援療養病院 (支援病 2) 第 66 号

在宅がん医療総合診療 (在総) 第 101725 号

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 (在医総管) 第 102261 号

ク라운・ブリッジ維持管理料 (補管) 第 863 号

歯科外来診療環境体制加算 1 (外来環 1) 第 801 号

CAD/CAM 冠 (歯 CAD) 第 4682 号

歯科疾患管理料の注 11 に規程する総合医療管理加算および歯科治療時医療管理料 (医管) 第 4041 号

※ 当センターでは、社会福祉士による相談及び支援を地域医療・福祉相談室で行っておりますのでおたずねください。